

平成 28 年度定期監査の結果について（概要版）

第 1 監査の概要

1 監査の種類

(1) 財務の執行に関する監査

地方自治法第 199 条第 1 項に基づき、財務の執行に関する監査（財務監査）を実施しました。

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

地方自治法第 199 条第 2 項に基づき、財務以外の事務の執行に関する監査（行政監査）を実施しました。

(3) 事業の執行に関する監査

地方自治法第 199 条第 2 項に基づき、事業の執行に関する監査（行政監査）を実施しました。

2 監査の実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき、平成 28 年 4 月 20 日から同年 9 月 27 日までの間で、期日を定めて監査を実施しました。

3 監査の実施箇所

監査の実施箇所数等は次表のとおりです。

[監査実施箇所数]

区 分	対象箇所数	実施箇所数			
		委員監査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
本 庁	181	178 (※1 23)	3	※2 181	—
地 域 機 関	179	46	133	66	113
計	360	224	136	247	113

※1 監査委員による本庁実地監査（以下「総括本監査」という。）は部局等単位で実施。

※2 総括本監査に先立つ、事務局予備監査は課単位で実施。

4 監査の対象とした事項及び範囲

主として平成27年度における、県の財務の執行、財務以外の事務の執行及び県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行を対象としました。

(1) 財務の執行に関する監査

【重点監査事項】

- ① 工事、物件等における入札中止状況
- ② 未利用地の状況

【収入に関する事務】

- ① 収入未済
- ② 収入事務

【支出に関する事務】

- ① 業務委託
- ② 公共工事等
- ③ 補助金
- ④ 旅費
- ⑤ 物品等購入
- ⑥ その他の支出事務

【人件費】

【財産管理等の状況】

- ① 財産管理
- ② 金品亡失（損傷）
- ③ 公共用地の未登記

【交通事故】

【その他】

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

- ① 服務規律違反
- ② 個人情報の漏えい
- ③ 公表資料の誤り
- ④ その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

(3) 事業の執行に関する監査

【各部局等の主要な事業】

第2 監査の結果

主として平成27年度における、事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行について監査を実施した結果、本報告書に「監査の意見」として記載したもののほかは、概ね適正に処理、執行されていました。

部局長等においては、「監査の意見」について、速やかに適切な措置を講じられたい。

また、財務以外の事務の執行に関する指摘の中には、病気休暇の不正取得や旅費等の不正受給など県行政への信頼を損なう重大な事案もあるため、今後、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。

なお、財務の執行に関する指摘については、今回指摘した箇所に限らず、概ねすべての箇所で起こり得るものです。各部局等においてはこうした指摘を参考として、チェック機能を高め、財務の適正な執行に努められたい。

1 事業の執行に関する監査結果の概要

県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行について監査を実施しました。

その結果、事業の執行に関する意見は39件であり、該当のある部局等ごとの意見数は次表のとおりです。

また、部局等ごとの主な意見は、11ページからの別紙のとおりです。

[事業の執行に関する意見数]

(単位：件)

部局等名	意見数	部局等名	意見数
防災対策部	1	県土整備部	2
戦略企画部	1	出納局	2
総務部	4	企業庁	2
健康福祉部	7	病院事業庁	1
環境生活部	2	議会事務局	1
地域連携部	2	教育委員会事務局	4
農林水産部	3	警察本部	3
雇用経済部	4	意見数計	39

2 財務以外の事務の執行に関する監査結果の概要

公務上の服務規律違反、個人情報情報の漏えい、その他事務の執行に関する不適切な事案の発生状況等について監査を実施しました。

その結果、病気休暇の不正取得、旅費等の不正受給により懲戒処分を受けた服務規律違反に関する事案が2件、インターネットメールのあて先入力誤り等、個人情報情報の漏えいに関する事案が5件、企画展の展示図録における誤表記・誤植等、公表資料の誤りに関する事案が2件など、改善を要する不適切な事案は合計17件であり、分類ごとの指摘数は次表のとおりです。

[財務以外の事務の執行に関する指摘数] (単位：件)

分類	服務規律違反	個人情報の漏えい	公表資料の誤り	その他不適切な事案	計
指摘数	2	5	2	8	17

3 財務の執行に関する監査結果の概要

財務の執行に関する指摘は 581 件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は次表のとおりです。

[財務の執行に関する指摘数] (単位：件)

分類	重点監査事項		収入に関する事務	支出に関する事務	人件費	財産管理等	交通事故	その他	計
	入札中止状況	未利用地の状況							
指摘数	214	6	131	120	10	67	27	6	581

なお、財務の執行に関する監査事項ごとの監査結果の概要は以下のとおりです。

(1) 重点監査事項

平成 28 年度定期監査においては、次の 2 項目を財務の執行に関する重点監査事項とし、監査を実施しました。

① 工事、物件等における入札中止状況

平成 26 年度から重点監査事項として事務処理誤りによる入札中止状況についての監査を実施していますが、27 年度定期監査においても多数発生していたことから、28 年度も引き続き監査を実施しました。

その結果、対象となった入札公告件数は 9,230 件あり、このうち仕様書・公告書類の誤りが 122 件 (57%)、システム操作・入力誤りが 51 件 (24%)、積算誤りが 30 件 (14%) など、事務処理誤りによる入札中止は合計 214 件でした。

[事務処理誤りによる入札中止の状況]

監査年度	公告件数 (件)	事務処理誤りによる入札中止件数 (件)			発生比率 (%)
		開札前	開札後	計	
平成 26 年度	10,282	260	19	279	2.7
平成 27 年度	9,370	196	17	213	2.3
平成 28 年度	9,230	196	18	214	2.3
増減 (H28-H27)	△ 140	—	+1	+1	—

② 未利用地の状況

実地予備監査対象箇所 (247 箇所) において、未利用又は暫定利用となっている県有地を対象として、利活用の検討状況、売却・譲渡に向けた取組状況、維持管理の状況等について監査を実施しました。

監査にあたっては、公有財産台帳又はそれ以外に別途整備している台帳に土地として登録された又は登録されるべき財産であって、平成 27 年度に土地の全部又は一部の利用実績がない、又は資材置場や駐車場など本来の用途とは異なる用途で利用している土地を対象としました。ただし、「みえ県有財産利活用方針」に基づく個別財産の利活用計画において、既に利活用等の検討がされている土地は除外しました。

その結果、利活用の検討が十分でなかった指摘が 6 件でした。

[指摘した未利用地等]

	部局等名	箇所名	財産の概要	未利用等面積
(1)	農林水産部	畜産研究所	畜産研究所職員公舎	377.60 m ²
(2)		水産研究所	水産研究所用地の一部	約 1,480 m ²
(3)	企業庁	北勢水道事務所	金廻ポンプ所変電所用地	337.59 m ²
(4)			千代田公舎用地 (伊坂アパート)	1,873.00 m ²
(5)	教育委員会事務局	伊賀白鳳高等学校	実習農場の一部	約 8,700 m ²
(6)		特別支援学校北勢きらら学園	山林	約 12,934 m ²
計				約 25,702 m ²

(2) 収入に関する事務

① 収入未済

収納促進の取組、債権管理、債権処理計画の目標達成状況等について監査を実施しました。

その結果、次ページ〔部局等別の未収金状況〕のとおり、一般会計と特別会計を合わせた収入未済額については、約 110 億 9,090 万円 (対前年度比 96.5%) と前年度に比べ約 3 億 9,887 万円減少していました。企業会計の収入未済額については、約 8,186 万円 (対前年度比 210.3%) と前年度に比べ約 4,294 万円増加しましたが、この増加の大半は会計基準の改正に伴うものです。

また、平成 27 年度の債権処理計画 (企業会計を含む。) において、県全体の処理実績額は約 2 億 5,842 万円と、目標額約 2 億 5,959 万円を下回っており、計画を策定した 83 債権中 44 債権で処理目標が達成されていませんでした。

なお、督促状の発付の遅延等、事務処理誤りによる指摘は 10 件でした。

[債権処理計画の実績等]

	目標額	実績額	目標達成率
平成 26 年度	4 億 305 万円	4 億 5,982 万円	114.1%
平成 27 年度	2 億 5,959 万円	2 億 5,842 万円	99.5%

〔部局等別の未収金状況〕

〔一般会計、特別会計の収入未済額〕

(単位：円)

部局等名	区 分	現年度 〔平成27年度〕 発生分	過年度 〔平成26年度〕 以前発生分	計
総 務 部	県税	1,295,863,061	2,700,242,676	3,996,105,737
	県税加算金	5,162,634	19,552,627	24,715,261
	その他	848,346	736,366	1,584,712
	小 計	1,301,874,041	2,720,531,669	4,022,405,710
健 康 福 祉 部	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	34,353,165	354,173,481	388,526,646
	生活保護費返還金	11,276,346	106,688,053	117,964,399
	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入等	8,906,929	41,238,084	50,145,013
	児童措置費負担金等	10,465,946	47,493,256	57,959,202
	児童扶養手当返還金	285,900	10,091,090	10,376,990
	その他	388,563	5,462,728	5,851,291
	小 計	65,676,849	565,146,692	630,823,541
環 境 生 活 部	産業廃棄物不適正処理に係る行政代執行費用	282,508,250	2,442,441,682	2,724,949,932
	委託料不正受給に係る返還金等	—	13,170,219	13,170,219
	その他	—	392,825	392,825
	小 計	282,508,250	2,456,004,726	2,738,512,976
農 林 水 産 部	農業改良資金貸付金償還金収入等	1,800,000	27,935,923	29,735,923
	旧三重県中央卸売市場施設使用料等	—	5,592,248	5,592,248
	林業改善資金貸付金償還金収入等	734,943	21,268,718	22,003,661
	沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入	—	26,521,720	26,521,720
	委託料不正受給に係る返還金	—	6,633,200	6,633,200
	その他	—	2,852,261	2,852,261
	小 計	2,534,943	90,804,070	93,339,013
雇 用 経 済 部	中小企業者等支援資金貸付金元利収入	18,545,855	3,388,651,655	3,407,197,510
	中小企業従業員住宅家屋貸下料	—	40,271,292	40,271,292
	県営サンアリーナ使用料	—	5,396,466	5,396,466
	その他	4,033,348	300,000	4,333,348
	小 計	22,579,203	3,434,619,413	3,457,198,616
県 土 整 備 部	公営住宅使用料	2,454,542	6,193,676	8,648,218
	弁償金（公営住宅関係）	249,600	6,638,875	6,888,475
	道路・河川・海岸等使用料	304,402	1,116,950	1,421,352
	岸壁荷揚場その他使用料	972,400	—	972,400
	道路・河川・海岸管理費負担金	2,761,549	—	2,761,549
	その他	1,032,391	9,540,884	10,573,275
	小 計	7,774,884	23,490,385	31,265,269
教 育 委 員 会	高等学校授業料	324,419	1,054,542	1,378,961
	高等学校等修学奨学金返還金等	18,837,255	62,408,907	81,246,162
	恩給及び退職年金返還金	—	9,653,911	9,653,911
	その他	564,588	707,120	1,271,708
	小 計	19,726,262	73,824,480	93,550,742
警 察 本 部	放置違反金	2,116,000	10,474,695	12,590,695
	その他	166,000	11,050,319	11,216,319
	小 計	2,282,000	21,525,014	23,807,014
合 計		1,704,956,432	9,385,946,449	11,090,902,881
うち県税（加算金含む）		1,301,025,695	2,719,795,303	4,020,820,998
うち県税以外		403,930,737	6,666,151,146	7,070,081,883
(参考) 平成26年度合計		1,730,677,755	9,759,093,331	11,489,771,086

〔企業会計の収入未済額〕

(単位：円)

庁名	区 分	平成27年度未 未収金	庁名	区 分	平成27年度未 未収金
企 業 庁	工業用水道使用料	1,181,754	病 院 事 業 庁	診療費自己負担金	78,012,913
	小 計	1,181,754		契約解除に係る違約金	2,670,115
				小 計	80,683,028
合 計		81,864,782	(参考) 平成26年度合計		38,920,556

② 収入事務

調定事務、現金収納事務等について監査を実施しました。

その結果、現金納付された手数料等の金融機関への収納遅延等、現金収納事務に関する指摘が15件、調定日の遅延等、調定事務に関する指摘が4件など、改善を要する指摘は合計22件でした。

(3) 支出に関する事務

① 業務委託

契約手続き、履行確認、支払い手続き等について、業務委託契約176件を抽出し、監査を実施しました。

その結果、個人情報保護への対応に関する指摘が16件、出納局事前検査に関する指摘が11件、検査・支払いに関する指摘が11件、暴力団排除条例等への対応に関する指摘が9件など、改善を要する指摘は合計69件でした。

[業務委託における分類別指摘数]

(単位：件)

部局等名	監査 件数	指摘の ある契 約件数	改善を要する指摘数							計	
			出納局 事前検 査 ※1	予定価 格	契約保 証金	暴力団 排除条 例等へ の対応 ※2	個人情 報保護 への対 応 ※3	検査・ 支払い ※4	契約手 続きそ の他 ※5		
防災対策部	3	1	1	-	-	-	-	-	-	1	2
総務部	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
健康福祉部	19	7	-	1	1	2	1	3	1	-	9
環境生活部	13	4	1	-	1	-	2	-	-	-	4
地域連携部	14	3	1	-	1	-	3	2	1	-	8
農林水産部	16	4	2	-	-	-	2	1	-	-	5
雇用経済部	8	5	2	-	2	1	1	-	-	-	6
県土整備部	9	4	-	-	-	1	1	1	1	1	4
企業庁	4	3	-	-	-	1	2	-	-	-	3
病院事業庁	6	2	-	-	-	1	1	-	-	-	2
人事委員会事務局	2	2	-	-	2	-	1	-	-	-	3
教育委員会事務局	58	13	2	4	2	3	2	4	4	4	21
警察本部	13	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
その他部局等	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	176	50	11	5	9	9	16	11	8	-	69

<改善を要する指摘の主な事例>

- ※1 「出納局の事前検査を受けていなかった」等
- ※2 「契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった」等
- ※3 「契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者の書面での報告がなされていない」等
- ※4 「契約書で定めた実施責任者の書面での報告がされていない」等
- ※5 「契約伺いに随意契約の根拠等必要事項が記載されていない」等

② 公共工事等

公共工事、調査・設計等業務委託の契約手続き、竣工時の事務手続き等について、公共工事契約 17 件、調査・設計等業務委託契約 18 件を抽出し、監査を実施しました。

その結果、公共工事については、施工体制点検結果の未報告、変更契約手続きの誤りなど、改善を要する指摘は合計 4 件でした。また、調査・設計等業務委託については、履行状況報告書が提出されていなかったなど、改善を要する指摘は合計 2 件でした。

③ 補助金

交付要綱要領等の整備状況、履行確認等について、県単補助金 23 件を抽出し、監査を実施しました。

その結果、補助事業者に対し、暴力団の不当介入に対する措置を義務付けていなかった指摘が 4 件、概算払いの支払い前に概算払精算書が提出されていた等、交付手続きに関する指摘が 4 件など、改善を要する指摘は合計 11 件でした。

④ 旅費

旅行命令・精算手続き、復命について、159 件の旅行を抽出し、監査を実施しました。

その結果、復命書の作成の遅延等、復命書に関する指摘が 8 件など、改善を要する指摘は合計 9 件でした。

なお、知事の海外出張が大きな社会問題になったことから、平成 27 年度の知事の外国旅行 4 件における航空運賃、宿泊料等について監査を実施しました。

外国旅行の旅費の取扱いを定めた基準（以下「基準」という。）では、特別な事情や旅行の性質上、基準で規定する額で旅行できない場合は、総務部に協議し、別に定める旅費を支給することができる」と規定されていますが、これらの外国旅行は委託料で支出されていたため総務部への協議は行われていませんでした。

知事の当該旅行を基準に照らしてみると、航空運賃については、全てビジネスクラスを利用しており、基準を超えているものはありませんでした。また、宿泊料については、11 か所のうち 8 か所において基準を超えていましたが、それぞれ業務の効率性や安全性を考慮したためとしており、一定の合理性が認められました。

こうした中、平成 28 年 9 月 14 日付けで、総務部から「委託料等で外国旅行を実施する場合においても、宿泊料等の定額で旅行することが困難な場合には総務部への協議を必要とする」旨の通知がなされたところです。

⑤ 物品等購入

契約・支払い手続き等について監査を実施しました。

その結果、改善を要する指摘は、支払いが遅延していた指摘が 1 件でした。

⑥ その他の支出事務

歳出戻入の発生理由、資金前渡払いの手続き等について監査を実施しました。

その結果、支払い金額の誤り、二重払い等、歳出戻入に関する指摘が 18 件、資金前渡の精算漏れ等、資金前渡に関する指摘が 3 件など、改善を要する指摘は合計 24 件でした。

(4) 人件費

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当の認定事務等について監査を実施しました。

その結果、事後確認に必要な書類の未添付等、事後確認漏れ・不十分に関する指摘が 5 件、通勤経路の認定誤り等、認定・算定誤りに関する指摘が 2 件など、改善を要する指摘は合計 10 件でした。

(5) 財産管理等の状況

① 財産管理

公有財産、物品の管理状況等について監査を実施しました。

その結果、道路管理瑕疵、公有財産使用許可台帳の整備漏れ等、公有財産の管理に関する指摘が 27 件、廃棄された物品の処分手続き漏れ、「みえ物品利活用方針」に基づく備品チェックシートの未作成等、物品の管理に関する指摘が 17 件あり、改善を要する指摘は合計 44 件でした。

② 金品亡失（損傷）

物品等の紛失・損傷、公有財産の滅失・き損の発生状況について監査を実施しました。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外しています。

その結果、公用車の損傷など、改善を要する指摘は合計 5 件でした。

③ 公共用地の未登記

過年度未登記の解消に向けた取組等について監査を実施しました。

農林水産部の未登記は、720 筆、106,532.07 m²と前年度に比べ 68 筆、13,345.64 m²減少していました。

県土整備部の未登記は、4,826 筆、1,280,493.21 m²と前年度に比べ 60 筆、5,106.68 m²減少していました。

企業庁の未登記は、1 筆、13.20 m²と前年度に比べ増減はありませんでした。

(6) 交通事故

公用車で交通事故の発生状況について監査を実施しました。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは原則として除外し、人身事故は損害額に関わらず指摘しています。

その結果、物損事故が 22 件、人身事故が 5 件あり、改善を要する指摘は合計 27 件でした。

なお、本報告書においては、県有地内の自損事故は金品亡失（損傷）に含めています。

(7) その他

他の監査事項に分類できない改善を要する指摘は、金品亡失（損傷）報告書や事故発生報告書の提出遅延に関する指摘が6件ありました。

【事業の執行に関する主な意見】

戦略企画部

1 「みえ県民カビジョン・行動計画」の推進及び進行管理

第一次行動計画の最終年度（平成 27 年度）の結果は、「各施策の『県民指標』の達成割合」（県民指標）が目標値 70.0%に対し実績値 49.1%、「各施策の『県の活動指標』の達成割合」（活動指標）が目標値 80.0%に対し実績値 63.0%、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」（同）が目標値 80.0%に対し実績値 47.4%であり、未達成となった。

一方、第二次行動計画は、第一次行動計画の 4 年間の成果と課題を踏まえ平成 27 年度に策定を行っている。

今後は、各部局との連携を一層強化し、効果的な進捗・進行管理を行い、県民指標・活動指標の達成に努められたい。また、あわせて 4 年間の総合的な評価が適切に行えるような評価のあり方についても検討されたい。

（企画課）

総務部

1 服務規律の徹底

平成 27 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から増加し、6 人の知事部局職員が病気休暇の不正取得、旅費等の不正受給などにより処分されている。

こうしたことから、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、県民の信頼を確保する観点から、今後このような事案が発生することのないよう、職員研修の強化・拡充に引き続き取り組み、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。

（人事課）

2 持続可能な財政運営基盤の確立

平成 27 年度の決算においては、実質公債費比率は 14.4%と前年度に比べて 0.3 ポイント低下しているものの、経常収支比率が 97.9%と前年度に比べて 2.1 ポイント上昇し、財政の硬直化が進行している。

本県の財政状況は、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が減少し、また歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。

こうしたことから、引き続き、県税の徴収率向上、債権管理の適正化などにより歳入の確保を図るとともに、厳しい優先度判断による事業の選択と集中、県債発行の抑制などにより歳出の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤を確立されたい。

（財政課）

3 県税及び県税以外の未収金対策

平成 27 年度における県税の収入未済額は、39 億 9,611 万円であり、前年度に比べて 5 億 4,979 万円（△12.1%）減少しているものの依然として多額となっている。

特に、県税の収入未済のうち 82.5%（前年度 82.7%）が個人県民税の収入未済であり、県税の収入未済において大きな割合を占めているので、引き続き、市町及び三重地方税管理回収機構と連携し、税込確保に努められたい。

また、県税以外の未収金が 71 億 5,195 万円あるため、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づく債権管理事務及び債権処理計画の進捗管理を適切に行い、県全体の未収金が縮減されるよう、引き続き、各部局に対し指導されたい。

（財政課、税込確保課）

健康福祉部

1 医師確保対策

県の人口 10 万人当たりの医師数は 207.3 人で、全国平均を下回り（第 36 位）、さらに医師の地域偏在、診療科偏在が大きな課題となっている。

このため、県地域医療支援センターを立ち上げ、平成 26 年度から三重専門医研修プログラム（後期臨床研修プログラム）を開始し、県内医師の確保に取り組んでいるところである。

今後は、これまでの取組成果や医師修学資金貸与者の意見等を踏まえ、医師修学資金貸与制度も含め、より魅力のある研修プログラムになるよう必要な見直しを行うなど、医師不足や地域偏在等の解消に取り組まされたい。

（地域医療推進課）

2 健康づくりの推進

高齢者の増加や長寿命化に伴い、医療費が増加し、県民生活及び県財政に大きな影響を及ぼしている。

県民の「平均寿命」（男 80.9 歳、女 87.1 歳）と「健康寿命」（男 78.0 歳、女 80.7 歳）には差があることから、「健康寿命」を延ばすことが大きな課題となっている。

また、死因の第 1 位であるがんについても、早期発見・早期治療が何よりも重要となっている。

このため、運動習慣の定着などの健康づくり対策、さらには特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図るなど、生活習慣病とがんの予防対策を一層推進されたい。

（健康づくり課）

3 子どもの発達支援体制の構築と充実

平成 29 年 6 月の開設をめざして三重県立子ども心身発達医療センターの整備を進め、発達障がい児等に対する地域支援の拠点として機能強化を図ることとしている。

こうした中、発達支援が必要な子ども等に携わる「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の育成や、発達障がい児等に対する早期発見・支援ツール（「CLM」と個別の指導計画）の普及・導入に向けた取組などを一層推進することにより、市町等と連携した、途切れのない子どもの発達支援体制の構築と充実に努められたい。

（発達支援体制推進プロジェクトチーム）

地域連携部

1 地籍調査事業の促進

地籍調査は、国土調査法に基づき、土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにするものであり、災害復旧の迅速化等に資するものであるが、平成 27 年度末の進捗率は 9.3%と、全国平均の 51.0%を大きく下回っている。

このため、南海トラフ地震などによる津波や、集中豪雨による土砂災害などからの迅速な復旧・復興に資するよう、大規模災害が想定される地域について、重点的に進めるよう市町に働きかけるなど、地籍調査事業の一層の促進に努められたい。

(水資源・地域プロジェクト課)

2 南部地域の活性化

南部地域においては、基幹産業である第一次産業の低迷、若者の定住率の低下などが顕著で、過疎化、高齢化が進行している。

このため、県の関係部局、市町及び関係団体等と一体となって、第一次産業の六次産業化、観光産業の振興等により、雇用の創出及び移住・定住を促進し、南部地域活性化の取組を強力に推進されたい。

また、地域全体の集客力を高めていくため、紀南中核的交流施設（「里創人 熊野倶楽部」）の今後のあり方について、事業者と十分に協議されたい。

(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

農林水産部

1 「もうかる農林水産業」の促進

県内の農林水産業を取り巻く状況は、生産物価格の低迷や担い手の不足、グローバル化の進展など依然として厳しく、こうした情勢に的確に対応するためには、農林水産業者の効率性・収益性の向上を図り、「もうかる農林水産業」を実現していくことが重要である。

このため、引き続き、生産・流通コストの低減につながる生産体制・生産基盤の整備や経営感覚に優れた担い手の確保・育成、売れる新商品の開発、国内外への販路開拓の支援などに取り組まされたい。

また、効率性・収益性に関する成果指標の導入なども検討し、事業の評価・検証を適切に行い、より成果が期待できる事業を重点的に実施されたい。

(農林水産総務課)

2 農業用ため池の防災・減災対策

近年の豪雨や大規模地震等により全国で多くのため池が被災し、大きな被害が生じていることを踏まえ、平成 27 年度までに市町による県内ため池の一斉点検を実施している。

その結果、決壊時に人的被害など下流域で大きな被害が想定される防災重点ため池 108 箇所を把握したが、ハード整備には多額の費用と年数が必要であることから、優先順位を付けて計画的に整備を進められたい。

また、災害時に地域住民の迅速かつ的確な避難を確保するため、早急に「ため池ハザードマップ」を作成・公表するよう引き続き市町に働きかけられたい。

(農業基盤整備課)

雇用経済部

1 観光産業の振興

平成 27 年の外国人延べ宿泊者数は過去最高を記録し、県内延べ宿泊者数も前年に比べ増加したものの、「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標項目である「観光消費額の伸び率」と「観光レクリエーション入込客数」はいずれも数値目標を達成していない。

このため、新たに策定した「三重県観光振興基本計画」に基づき、多様な産業と連携した取組を進めるとともに、マーケティングに基づき、顧客ニーズに応じたプロモーションを推進されたい。

また、伊勢志摩サミットの開催により知名度が高まった好機を生かし、三重の強みである「食」をテーマにしたパスポート事業等による国内誘客を推進するとともに、アジア地域に加え欧米や富裕層への取組、M I C E の誘致による海外誘客に努められたい。

(観光政策課、観光誘客課、海外誘客課)

2 ポストサミットの取組の推進

サミット開催で得られた三重県や伊勢志摩の知名度向上、郷土に対する愛着や誇りの高まり、おもてなしの力の向上などを生かし、関係部局とも連携しながら、サミットで提供された食材や県産品の情報発信、新たな商品開発や販路開拓などにより、地域の魅力を一層高め、国内外からの誘客やM I C E の誘致を図るなど、地域経済の活性化に向けた取組を推進されたい。

(サミット総務課)

県土整備部

1 土砂災害警戒区域の指定

土砂災害から人命や財産を守るため、土砂災害の恐れがある土砂災害警戒区域の指定が行われており、平成 27 年度末の指定率については、前年度末の 28.9% (全国 38 位) から、39.0% (全国 37 位) まで改善したものの、全国平均の 79.6% を大きく下回っている。

現在、平成 31 年度までに、県内の土砂災害危険箇所 16,208 箇所の基礎調査を完了させることをめざして作業が行われているが、今後も引き続き、市町と連携しながら着実に区域指定を進められたい。

(防災砂防課、流域管理課)

教育委員会事務局

1 学校施設における非構造部材の耐震対策

県立学校における天井材、内・外装材等の非構造部材の耐震対策については、学校単位での対策実施率は、20.3%にとどまっている。

また、平成 26 年度に行った屋内運動場（体育館）等の天井等点検結果に伴い、天井等落下対策が必要とされた 130 棟のうち、83 棟が未完了となっている。

地震発生時には、教室や屋内運動場等の天井や内外装材の落下、損壊により生徒がけ

がをするなどの被害が発生する可能性があるので、屋内運動場等の天井等落下防止対策をはじめとする非構造部材の耐震対策について、早期の完了に努められたい。

(学校経理・施設課)

2 学力の向上

平成 28 年度における本県の「全国学力・学習状況調査」の結果は、小学校では 2 教科で調査開始以降初めて、全国の平均正答率を上回った。一方、その他の教科においては、全国の平均正答率を上回ることができなかった。

このため、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、教員の授業力の向上を図るとともに、家庭での生活習慣の改善と学習習慣の定着を進めることにより、引き続き学力の向上に取り組まれない。

(小中学校教育課、学力向上推進プロジェクトチーム)

警察本部

1 犯罪の抑止と検挙率の向上

平成 27 年の刑法犯認知件数は 15,178 件で、前年から 2,372 件、13.5%減少し、また、同年の重要犯罪検挙率は 81.3%で、前年から 6.5 ポイント上昇するなど、一定の改善があった。

しかし、空き巣、忍込み、殺人や強姦、また高齢者が被害者となる特殊詐欺などの認知件数が、いずれも前年から増加しており、県民の体感治安に大きな影響を及ぼしていることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、引き続き、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。

(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)